令和５年度「大阪IR（統合型リゾート）説明会」（第５回）　アンケートによる質問について

●受付件数　11件

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 質問 | 回答 |
| １ | 1月31日の説明会で、資料１の16ページ左側の「ＩＲ区域の整備の推進」について、これらの事業にかかる費用とその負担者の詳細について、この場では答えられないという回答でしたので、改めて、きっちりとご回答願います。  質問の回答を会場でもらっているので、改めてお願いします。 | 資料１のP.16の「IR区域の整備の推進」に記載の「夢洲地区への訪問者増加等に対応したアクセス整備」にかかる費用とその負担者は、現時点において、下表のとおりとなっております。   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 事業 | 事業費（億円） | | | | | 国 | 大阪市 | 鉄道  事業者 | 合計 | | 大阪メトロ中央線の延伸 | 88 | 362 | 160 | 610 | | 外周道路・交通広場の整備 |  | 49 |  | 49 | | 高架道路の整備(観光・物流動線の分離) |  | 98 |  | 98 | | 此花大橋・夢舞大橋の車線数拡張 | 35 | 44 |  | 79 | | 海上アクセス拠点として浮桟橋の整備 | 7 | 10 |  | 17 | |
| ２ | ・本社、大阪府・大阪市で株式会社設立するところ、会社を立ち上げるのに「社長」が決まっていないのはおかしくないですか？誰が何のためにすることなのですか？  ・税金の法人税、個人の市民府民税を投入いくらして、いくら回収できるか、P.15の右側の具体的な金額の提示と毎年いくら投資できたのか、報告して下さいますか？ | 大阪IR株式会社の代表取締役は、エドワード・バウワーズ氏及び、高橋豊典氏です。  IRは民設民営事業であり、IR事業そのものに対して税を投じるものではありません。  納付金・入場料の使途については、府市として取り組むべきギャンブル等依存症対策や警察力の強化、消防力強化等への必要経費として約55億円を充当したうえで、夢洲及び夢洲周辺の魅力向上や観光・地域経済の振興、子育て、教育環境の充実、健康・医療、文化芸術の振興など、市民の暮らしの充実、次の成長に向けた投資に活用することとしております。  納付金等の活用にあたっては、今後、関係部局と連携を行い、府民・市民にも分かりやすい形となるようなスキームについて、検討していきます。 |
| ３ | そもそも夢洲で万博・ＩＲ計画が間違った計画だと、現実を見て欲しい。無理に進めて、大災害・事故が起こった時に想定外などの言い訳など許せません。責任者は誰ですか？ | 夢洲へのアクセスルートとなる夢咲トンネルや夢舞大橋は、南海トラフ巨大地震に対する耐震性を確保しています。  　なお、ＩＲ事業者においても、重要施設の耐震性確保やエネルギー自立対策など、防災・減災対策に取り組む等、夢洲における安心・安全な国際観光拠点の実現に向け、必要かつ十分な防災対策を実施していきます。 |
| ４ | 液状化についてはどっちが正しいの？ | ＩＲにおきましては、国際観光拠点の核となる大規模集客施設であり、高い安全性の確保を重視・前提とした対策を講じる必要があることから、区域内の地盤調査分析の結果に基づき、専門家の助言を受けながら対策の検討を進め、液状化が発生しても建物に被害が生じない対策として、セメント系固化工法により建物直下の約21ha、改良層厚概ね３から５ｍを改良するものでございます。 　一方、万博におきましては、基本的に供用期間が短い低層の仮設建築物であることから、ＩＲ施設とは前提となる設計条件が異なっており、会場内の地質調査の結果に基づき、現時点において液状化対策は不要であると想定していると聞いております。 |
| ５ | 最後の質問者の「万博の液状化しない～」について、後日必ず回答してください。行政の最低限の責任を果たして下さい。 |
| ６ | ＩＲ事業の年間売上・ＩＲ区域への来訪者数（ＵＳＪより多いと思います）・地域経済への効果の算出時期はいつですか。また、これらの数値についての責任の所在はどこですか。および、業者が算出した数値であれば、大阪府として認めているのですか。 | ＩＲは、民設民営事業として、ＭＧＭ・オリックスの中核企業２社に加えて、大阪・関西を中心とした企業20社が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、リスクを負って１兆円を超える投資を行うものであり、事業計画の立案にあたっても、慎重に検討・精査されているものと認識しています。  来訪者数等の効果推計については、ＩＲ事業者において、人口統計や訪日外客統計等の統計情報、既存のＩＲ施設や近畿圏及び日本国内にある集客施設等の実績・知見等を踏まえて推計されており、また、それらの来場者数を踏まえて売上等が見込まれているものです。  また、借入については、返済原資を当該プロジェクトから生み出される収益・キャッシュフローと当該プロジェクト資産に限定するプロジェクトファイナンスによる借入を予定しており、事業者においては、金融機関の厳しい審査を経て、金融機関からの融資確約書を既に取得しているところである。  加えて、シンガポールのＩＲとの概括的な比較においても、大阪の方が、域外からの旅行者数や後背圏の規模が大きく、高い需要のポテンシャルを有するものと考えています。  これらを総合的に勘案すると、実現性のある相応の計画であると認識している認識しています。  なお、売上や来訪者数、経済波及効果等の地域経済への効果等については、令和３年12月に区域整備計画（案）を作成し、その中でお示ししており、その後、初期投資額の変更等に合わせて、令和5年9月に一部変更しています。 |
| ７ | 大阪府・市の収入見込額の算出時期はいつですか。また、これの数値の責任の所在はどこですか。 |
| ８ | 夢洲内の警察署の規模を教えてください。市内で同規模の警察署があれば、どの警察署か教えてください。（計画中であれば現在の段階でください） | 夢洲内に設置する計画の警察署については、今後、府警において実施する基本計画等において、その規模を含む詳細を検討していくことになるため、現時点でお示しできる情報はありません。 |
| ９ | 「資料１」13Pの「犯罪の発生対策、善良の風俗及び清浄な風俗環境」項目の中で「暴力団員等に係るデータベースを整備し・・・」と記載されているが、データはどこから入手するのですか。このようなデータは警察関係しか保持していないと思うのですが。 | ＩＲ事業者による暴力団員等に係るデータベースの整備については、カジノ管理委員会関係特定複合観光施設区域整備法施行規則 第51条第２項第３号により義務付けられており、その具体的な運用等については、ＩＲの開業に向けて検討していくことになりますが、暴力団員等の排除に当たっては、大阪府公安委員会及び大阪府警察と密接に連絡することとしています。 |
| 10 | カジノ施設への入場等回数の制限で、７日間で３回の意味を教えてください。  例として  　２／１の午後１時に入場し、午後３時に退出、午後６時に入場し午前２時に退出した場合２回となるのですか。それとも日がかわるので３回となるのですか。 | カジノ施設への入場規制については、特定観光施設区域整備法第69条に規定されており、カジノ施設に入場等しようとする日から起算して過去７日間において、入場料を賦課されてカジノ行為区画に入場した回数が既に３回に達しているものの入場は禁じられております。  また、入場料の賦課については、同法第176条において、入場料の納付後24時間を経過する時までの間に反復してカジノ行為区画に入場しようとする場合には、入場料は賦課されないこととなっています。  ご質問のケースでは、入場料の賦課は午後1時の入場時になり、午後6時の入場時は24時間以内の反復入場になりますので、入場料は賦課されず、入場料を賦課されて入場した回数は1回となるものと認識しています。 |
| 11 | ＩＲ推進局職員の方が、「民設・民営」という発言を３回ぐらいされました。府知事・市長も当初、ＩＲ事業を進めるにあたり税金を使わず民設民営で事業を進めると発言された。これは、社会通念上の解釈としては、公金を使わないと理解するのが一般的ではありませんか。にもかかわらず土地課題対策費を港湾会計から支出するとなっていますが、港湾会計は私会計ですか。公有地等を貸した賃料収入は公金と思います。説明をお願いします。 | ＩＲは民設民営であり、ＩＲ事業そのものに対して公金を投じるものではありません。  土地課題への対応については、大阪ＩＲが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、ＩＲ事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。  これは税で負担するものではなく、土地売却・賃料収入など事業経営に伴う収入から賄われる港営事業会計・特別会計で負担することとしており、賃料収入等で回収していくこととしています。 |